

少人数学級の推進、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に
関する意見書

令和3年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校の学級編制の標準は段階的に35人に引き下げられることとなった。今後は、小学校だけにとどまらず、中学校での35人学級の実現や、よりきめ細かい教育活動を進めるために、特別支援学校を含め、さらなる学級編制の標準の引下げが必要である。

また、学校現場では、いじめや不登校など解決すべき課題が山積しており、教職員は子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。一方で、教職員の時間外在校等時間は高止まりしており、長時間労働の是正は喫緊の課題となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員等、教職員定数の改善が強く求められている。

さらに、義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたが、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには、国による一層の財政支援が重要である。また、育児休業取得等による欠員については、多くの地方公共団体において、代替が不足している実態があり、国の施策として教職員定数の改善に向けた財源保障をし、子どもたちの豊かな学びを保障するための環境整備を行う必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 豊かな学びの実現に向け、公立小中学校の全学年での30人学級の実現や、特別支援学校における学級編制の標準の引下げを図ること。
- 2 教職員の長時間労働の是正に向け、加配定数を増やすなど、教職員定数の改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率を2分の1とすること。
- 4 育児休業取得教職員の代替となる正規教職員が国庫負担金の対象となるよう、義務教育費国庫負担制度を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		